

秋田市教育委員会
令和3年3月臨時会
(当日配付資料)

【資料目次】

付議案件

議案第2号 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件 … 1

教育長等の報告

(1) 令和3年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告（2次募集）に
ついて … 6

議案第2号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立小、中学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月2日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の5の見出し中「および事務職員等」を「、事務職員等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項を同条第2項とする。

第14条の6を次のように改める。

（学校事務共同実施組織）

第14条の6 学校において、効率的かつ効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、関係する学校の事務職員が共同で学校事務の処理を行う学校事務共同実施組織（以下「組織」という。）を置くことができる。

- 2 組織の名称は、共同実施グループとする。
- 3 複数の組織を統括する学校に、統括事務長を置く。

- 4 共同実施グループにグループリーダーおよび必要に応じてサブリーダーを置く。
- 5 グループリーダーは、事務職員の中から教育委員会が発令する。
- 6 グループリーダーは、各共同実施組織の業務の総括および調整を行う。
- 7 教育委員会は、必要に応じて県費負担事務職員を事務長として発令することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、共同実施グループの組織、運営および業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

学校事務センターの廃止により、全ての秋田市立小、中学校が学校事務共同実施組織の対象となることに伴い、組織の構成その他必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市立小、中学校管理規則の一部改正

第1 改正理由

学校事務センターの廃止により、全ての秋田市立小、中学校が学校事務共同実施組織（以下「組織」という。）の対象となることに伴い、組織の構成その他必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第14条の5 関係（学校栄養職員および事務職員等の職）

規定を整備するもの

2 第14条の6 関係（学校事務共同実施組織）

学校事務センターの廃止に伴い規定を削るとともに、組織の名称、職名その他必要な事項を規定するもの

3 附則関係

施行は、令和3年4月1日からとするもの

秋田市立小、中学校管理規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第14条の4 (略) (学校栄養職員、事務職員等の職)</p> <p>第14条の5 県費負担学校栄養職員および事務職員の職は、秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則(昭和52年秋田県教育委員会規則第15号)第2条および第3条に定めるところによる。</p> <p>2 市費負担職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技能主任 (略) (2) 技能員 (略) (3) 技能主事および技能技師 (略) (学校事務共同実施組織)</p> <p>第14条の6 学校において、効率的かつ効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、関係する学校の事務職員が共同で学校事務の処理を行う学校事務共同実施組織(以下「組織」という。)を置くことができる。</p> <p>2 組織の名称は、共同実施グループとする。</p> <p>3 複数の組織を統括する学校に、統括事務長を置く。</p> <p>4 共同実施グループにグループリーダーおよび必要に応じてサブリーダーを置く。</p> <p>5 グループリーダーは、事務職員の中から教育委員会が発令する。</p> <p>6 グループリーダーは、各共同実施組織の業務の総括および調整を行う。</p> <p>7 教育委員会は、必要に応じて県費負担事務</p>	<p>第1条～第14条の4 (略) (学校栄養職員および事務職員等の職)</p> <p>第14条の5 県費負担学校栄養職員および事務職員の職は、秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則(昭和52年秋田県教育委員会規則第15号)第2条および第3条に定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、複数の学校の事務職員が連携し、共同で事務を処理する場合には、教育委員会は、必要に応じて県費負担事務職員を事務長として発令することができる。</p> <p>3 市費負担職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技師 上司の命を受けて、児童生徒の養護を掌る。 (2) 技能主任 (略) (3) 技能員 (略) (4) 技能主事および技能技師 (略) (統括事務長の専決等)</p> <p>第14条の6 特定の学校において複数の学校の事務を集中処理する場合における当該学校の統括事務長は、当該学校の事務職員(統括事務長を除く。)に係る休暇の承認等、週休日および勤務時間等の割振り、週休日の振替、職務に専念する義務の免除、出張の命令その他服務に関する事項で別に定めるものについて専決することができる。ただし、専決しようとする事項が重要又は異例であると認められる場合は、校長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 特定の学校において複数の学校の事務を集中処理する場合における当該学校の統括事務長補佐は、当該学校の統括事務長が不在のときは、前項の規定により統括事務長が専決する事項を代決することができる。この場合に</p>

<p><u>職員を事務長として発令することができる。</u></p> <p>8 <u>前各項に定めるもののほか、共同実施グループの組織、運営および業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p><u>において、あらかじめ統括事務長から指示されたものを除き、統括事務長の校閲を受けなければならない。</u></p> <p>以下 (略)</p>
--	--

秋田市教委公告

令和3年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和3年3月 日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

- 1 選抜の種類
一般選抜（2次募集）を設定する
- 2 入学願書の提出期日および提出先
 - (1) 提出期日 令和3年3月19日(金)から3月20日(土)午前11時まで
 - (2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長
- 3 入学検定料
一般選抜で定時制の課程を受検した者は、1,250円（差額分）
- 4 入学志願者面接日
令和3年3月23日（火）
- 5 出願資格
秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者
- 6 募集する学科名および募集人員
 - (1) 学科名 商業科
 - (2) 募集人員 前期選抜と一般選抜の合格者の計から募集定員までの人数
- 7 合格者の発表
令和3年3月25日（木）午後4時
- 8 その他
入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。